「自動車保管場所届出書」の記載例

埼玉県警察本部 自動車検査証を見ながら正確に記入する。 数字とアルファベットを明瞭に区別して記入する。 軽自動車の届出の場合は「軽」に、それ以外の登録 軽自動車の保管場所を初めて届出す (要注意 1とI、0とD、9とP、2とZ、8とB、VとU) 自動車の場合は「登録」に〇印を付けて下さい。 なお、車台番号欄については左詰めで記入し、アルファベッ る場合は「新規」に、それ以外は「変更」 トには下欄にチェックして下さい。 に〇印を付けて下さい。 センチメートル(cm)単位で右詰めに記入する。 (ミリ単位は切り捨てる) 書 (新規・変更 車 保 自動車登録の区分 登録(軽) 自動車の大きさ 個人の場合は住所を記入する。 亩 名 刑 式 車 台 番 号 (左詰めで記入) <例> 3 3 9 tyfx-h 法人格の場合は事務所の所在地。 -70443052 GS130 ・イスズ 🕳 - 000 E-GS130 1 4 7 tyfx-・スズキ た高 1 7 1 txxx-h1 駐車場の所在地を住居表示で記入する。 ・スバル (住居表示がない場合は直近の住居表示) 自動車の使用の本拠の位置 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号(〇〇マンション105号室) ・ダイハツ ・ホンダ ● 保管場所変更届の場合は、変更前の保管場 埼玉県さいたま市浦和区常盤4丁目11番21号(OO駐車場No.5) 野車場管理番号 所を()内に記入する。 ・マツダ 自動車の保管場所の位置 •三菱 等 (変更前 ● 届出書の「備考欄4」を参照し、該当する場 ※ 保管場所標章番号 合に9桁の標章番号を記入する。 上記の事項について届出をします。 ● 提出する日を記入する。 00 数 長 平成 00年 0月 0日 ● 個人の場合は住民票又は印鑑証明と一致す る。 T 330-0063 法人格の場合は印鑑証明又は所在証明と一 住 所 *埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号(OOマンション105号室)* 致し、法人名と代表者名(押印)を併記する。 届出者 (フリガナ) ホン 9 ロウ H 氏名 ● 3枚とも押印する。(簡易式スタンプ印鑑は不可) 本人(個人に限る)による署名の場合は、押印は要り 000 0000 * 電話 000 ません。 この欄は保管場所の自動車の増減を 申請の車の登録(車両)番号を必 保管場所の土地又は建物の所有 申請者以外の連絡先が ず記入してください。 確認するものです。 者で該当するところに〇印をする。 ある場合に記入する。 ਁ フリガナを記入する。 届出の登録(車両)番号 /増重 旧車の登録番号及び車台番号 保管場所の所有者 自己(他人)共有 ● 会社名、担当者、電話番号、その他。 大宮500な5678 | AB12-3456 大宮50か1234 (自己以外) (ゴム印でも可) 添付書類 代替に〇印をする場合 増車に〇印をする場合

この申請によって保管場所の収容台

数が変わらない場合。(出す車の登録番

号及び車台番号を記入する)

▲自己の場合 → 自認書を添付する。

▲他人の場合 → 使用承諾書又は契約書の写しを添付する。

▲共有の場合 → 関係者の使用承諾書を添付する。

(親子間、夫婦間は他人とします。)

こ県3なが訂申 の証枚お署正請 書類は3枚目に手数料目に手数料では警察署の目に手数料では 書紙目 名箇内 所 容 にに は疑 義 訂だ申 1窓に記して 1窓口相の が さ のい者 当 印 す なも 鑑 合 っある は、 の 額 てり 訂は おまの重 す県由 証請 ഗ 紙を 押 をし 印 貼っ ⊖ En 0 署 提 つい 名 出 てた にを だく よ求 るめ さ場 い合 申る 請場 が で合 押が 印あ がり なま いす 合 は

曲

この申請によって保管場所の収容台

数が増加する場合。(登録番号及び車台番

号は記入しない)

				受理番号	
自動車保	雪場 所届出	書(新規・	変 更)	自動車登録の区分	登録∙軽
車 名 型 式		車 台 番 号 (左詰めて	(記入)	自動車の	大きさ
		(アルファベットには「欄にチェックし		長さ 幅 高さ	センチメートル センチメートル センチメートル
自動車の使用の本拠の位置					
自動車の保管場所の位置	(変更前			駐車場管理番号)
※ 保管場所標章番号					
上記の事項について届出をし	ます。				
警察署	長 殿		平 成	年 月	日
		₹			
		住 所			
	届出	者 (フリガナ)			-
		氏 名			印
			電 話	()	番

- 備考 1 法第5条、第13条第3項及び附則第7項の規定による届出にあっては「新規」の文字を、法第7条第1項(第13条第4項及び附則第8項において準用する場合を含む。)の規定による届出(以下「変更届出」という。)にあっては「変更」の文字を○で囲んでください。
 - 2 自動車の区分の欄は、法第4条第1項の処分に係る自動車の届出にあっては「登録」の文字を、軽自動車である自動車の届出にあっては「軽」の文字を○で囲んでください。
 - 3 変更届出をする場合において、自動車の保管場所の位置欄には変更後の自動車の保管場所の位置を記入するほか、同欄括弧内に変更前の自動車の保管場所の位置を記入してください。
 - 4 次に掲げる場合には、所在図の添付を省略することができます。
 - (1) 自動車の使用の本拠の位置が、旧自動車(届出者が保有者であり、又は保有者であった自動車であって届出に係るもの以外のものをいう。以下同じ。)に係る使用の本拠の位置と同一であり、かつ、届出に係る場所が旧自動車の保管場所とされているとき。
 - (2) 自動車の使用の本拠の位置が、保管場所の位置と同一であるとき((1)に該当する場合を除く。)。
 - 5 4(1)に該当することにより所在図の添付を省略する場合は、※印の欄に旧自動車に表示されている保管場所標章番号を記入して下さい。
 - 6 届出者は、氏名を記載し及び押印することに代えて、署名をすることができます。

届出の登録(車両)番号	増車	旧車の登録番号及び車台番号	保管場所の所有者	連
	代替		自己 ・ 他人 ・ 共有 (自己以外)	絡 先

													5	理番号					Ī
		保	管	場	所	標	章	交	付	申	請	書							
車 名	型式					車	台 番	号(左	E詰めで	記入)				自	動	車の	大 き	さ	Œ
						(アルフ	アベットに	は下欄に	チェックして	ください)				長さ 幅 調 高さ	3		セン	チメートル チメートル チメートル	
自動車の使用	月の本拠の位置	<u> </u>																	
自動車の保	管場所の位置																		
	所標章番号																		
私は上記の	自動車の保有者	であるの	で、保管		標章の	交付を	申請し	ます。											1
	警 察 署	長	殿								平	成	年	Ξ	月		日		
							-												
					ப்≑		主 所(フリカナ)												İ
					中司		5 名												
							-ч -ы				電 部	f	(·)		番	
第	号																		
1	保	管	場	所	標	章	番	号	通	知	書								
	上記に記載され	た自動車	に係る	保管場	所標章	番号を	通知し	ます。											
	保管場所標章	番号																	
	平 成	丰	月	日									数言	察	署	長	•		

- **備考 1** 届出者は、氏名を記載し及び押印することに代えて、署名をすることができます。
 - 2 届出日の記入及び県証紙の貼付は、保管場所標章が交付される日に行ってください。
 - 3 警察署長が交付した保管場所標章は、この標章番号通知書により特定された自動車に表示しなければなりません。

											受理都	香号			
		保 管	場	斤 標	章	交	付	申	請	書					
車名	型式			車	台 番	号 (左	詰めで訂	2入)				自 動	車の	大きさ	副
				(7)	ファベットに	は下欄にチ	エックしてく	(ださい)			長 幅 高	3		センチメートル センチメートル センチメートル	
自動車の使用	月の本拠の位置														
自動車の保	管場所の位置														
※ 保管場	片所標章番号														
私は上記の	自動車の保有者で	であるので、傷	R 管場所標章	5の交付を	を申請しま	ます。									
	警 察 署	長 展	ቲ ズ						平	成	年	月	E	1	
					〒 住 所										
県証紙			ı	申請者	(フリガナ)										
貼付欄					氏 名									ED	
					-				電 話		()	番	
第	号														
	保	管場	所	標 章	番	号	通	知	書						
	上記に記載された	1 :	る保管場所模	票章番号	を通知しる	ます。									
	保管場所標章者	新方	<u> </u>												
	平 成 年	月	日								警 第	琴 署	長		

- **備考 1** 届出者は、氏名を記載し及び押印することに代えて、署名をすることができます。
 - 2 届出日の記入及び県証紙の貼付は、保管場所標章が交付される日に行ってください。
 - 3 警察署長が交付した保管場所標章は、この標章番号通知書により特定された自動車に表示しなければなりません。